

担保権の引受けの方法による換価申出書

調理要領

- 1 「担保権の引受けの方法による換価申出書」は、国税徴収法第 124 条第 2 項及び国税徴収法施行令第 47 条の規定により、公売財産上に質権、抵当権又は先取特権を有する者が、その負担を買受人に引き受けさせることを申し出る場合に使用してください。
- 2 この申出書は、原則として財産 1 件ごとに別葉とし、正副 2 通を提出してください。
また、できるだけ登記簿謄本等を添付してください。
- 3 申し出を受けた税務署長は、副本に申出の諾否を記載して申出人に通知することとなります。